あなたは大丈夫?キャンペーン

-貸金業法が大きく変わります!-

実施要領

Ⅰ. 改正貸金業法についての広報活動の実施

「あなたは大丈夫?キャンペーン 一貸金業法が大きく変わります!ー」の 期間において、以下の広報活動を中心に、各種の媒体を使用した広報を、各共 催団体、協力団体・企業において実施する。

- ① 金融庁ウェブサイトに改正貸金業法の特集サイトを開設し、各共催団体 や協力団体・企業の協力を得て、各共催団体・団体・企業のウェブサイト に特集サイトへのリンクを掲載する。
- ② 貸金業法改正についてのポスター・リーフレットを作成し、各共催団体、 都道府県、市区町村、金融機関、貸金業者、ハローワーク等において掲示、 配布する。
- ③ 政府広報等も活用し、新聞広告、インターネットを利用した広報を実施する。
- ④ 各都道府県等においても、各共催団体等と適宜連携しつつ、地域の広報 誌等を利用し、広報活動を行う。

Ⅱ.相談体制の強化

(改正貸金業法の内容の周知)

① 改正貸金業法の施行に向け、多重債務相談窓口の相談員等に改正貸金業法の内容の周知を図るため、金融庁が「相談窓口で尋ねられることが多い事項についてのQ&A集(「カシキンQ&A」)」を作成し、関係機関に配布する。

② さらに、各財務局等において、各都道府県の相談員等を対象とした改正 貸金業法の内容に係る説明会を開催する。あわせて、各財務局と都道府県 とが共同で、市区町村の多重債務相談員を対象とした説明会を開催する。

(改正貸金業法の相談への対応)

各共催団体、各都道府県、市区町村等の相談窓口においては、上記Q&A 集等を活用し、改正貸金業法の相談に対応する。

(多重債務無料相談会の開催)

キャンペーンの期間中、各共催団体等において、各都道府県、市区町村等 とも連携し、多重債務の無料相談会を実施する。また、その際、法テラスの 民事法律扶助制度の周知を図る。

(多重債務相談窓口の周知)

各共催団体、各都道府県、市区町村等の多重債務相談窓口の一覧、及び各相談窓口が実施する無料相談会の開催予定について、金融庁がとりまとめ、ウェブサイトで公表する。

(多重債務の初期相談機能の充実)

多重債務に悩んでいる者を適切に相談窓口につなぐことが可能となるよう、 各共催団体、各都道府県、市区町村等の多重債務相談窓口の一覧を、各地の 警察、ハローワーク等に通知し、相談窓口の周知を図る。

また、法テラス・コールセンター等において、多重債務に悩んでいる者に 対し、適切に相談窓口を案内する。

(以上)